

(お 知 ら せ)

－現場代理人の兼務に関する試行について－

近年の現場代理人不足の懸念及び、厳しい社会経済情勢を踏まえ、試行的に工事現場の常駐用件を弾力的に緩和して運用するものです。

1 現場代理人兼務の取扱い

- ① 予定価格がいずれも4,000万円（税込）未満の建設工事、業務委託（以下「建設工事等」という。）で特記仕様書に現場代理人の兼務の記載のあるもの。
- ② 2件までの建設工事等で、現場が取手市・つくばみらい市内にあること。
※国又は地方公共団体の発注工事で、発注者が兼務を認めている場合は現場代理人の兼務ができることとします。（事前に両発注者へ確認をお願いします。）
- ③ 現場代理人が作業期間中に現場を離れる時は、あらかじめ届け出た連絡員を現場に常駐させなければならないものとします。
- ④ 経營業務の管理責任者等及び営業所の専任技術者と現場代理人との兼務は、予定価格が4,000万円（税込）未満の工事に限り認めるものとし、現場代理人を兼務できる工事等の件数は2件までとします。
※属する営業所等が取手市・つくばみらい市内にあること。

2 現場代理人兼務の届出

請負者は、現場代理人の兼務を希望する時は、様式1により下水道組合工事等担当課に届け出るものとします。※本件責任者及び担当者の氏名・連絡先を明記することで押印を省略することができます。

3 現場代理人の兼務

- ① 請負者は、本建設工事等の現場代理人が他の一つの建設工事等の現場代理人を兼務するときは、あらかじめ書面（様式1）により届け出なければならないものとします。この場合において、請負者は連絡員を指名のうえ届け出るものとします。
- ② 兼務に当たっては、現場代理人は、一方の現場に偏ることなく適切に現場を管理しなければならないものとします。

- ③ 作業期間中に現場代理人が他の建設工事等の兼務のため不在となる時は、連絡員が当該現場に常駐しなければならないものとします。
- ④ 兼務に係る建設工事等について、安全管理の不徹底に起因する事故の発生、その他現場体制の不備が生じた場合は、その後の当該請負者に係る建設工事等においては、原則として兼務を認めないものとします。

4 適用

令和5年4月7日以降の契約締結する建設工事等に適用することとし、建設工事請負契約書第10条、業務委託契約書第5条の規定にかかわらず、当分の間、試行として実施するものとします。

本件責任者:氏名	連絡先
担 当 者:氏名	連絡先

(様式1)

年 月 日

現場代理人兼務（変更）届

取手地方広域下水道組合
 管理者 藤井 信吾 殿

請負者 住所
 氏名

現場代理人		氏名	
		住所	連絡先
現に現場代理人の建設工事等	件 名		
	工事等場所		
	工 期		
	発注者名		
	請負金額		
	工事等概要		
	連 絡 員	氏名	連絡先
氏名		連絡先	
新たに契約する建設工事等	件 名		
	工事等場所		
	工 期		
	発注者名		
	請負金額		
	工事等概要		
	連 絡 員	氏名	連絡先
氏名		連絡先	

※連絡員は自社の職員に限る ※添付書類 上記工事に係る位置図・工程表